

平成 29 年 5 月 22 日

詐欺被害相談をかたる悪質事業者に関する注意喚起

平成 28 年 6 月以降、SMS（注 1）やメール等で有料動画サイトの未納料金などの名目で架空請求を受けた消費者に対し、実際には何ら交渉など行わないにもかかわらず、「〇〇さん（消費者）に代わって、これ以上請求をしてこないよう架空請求業者と交渉します。」、「1 社とはけりがついたが、あなた（消費者）は他にも数か所のサイトを閲覧しています。未納料金の請求を取り消すにはあと〇万円お支払いいただく必要があります。」などと言って勧誘し、高額な依頼料を請求する事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社クラプラ（以下「クラプラ」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

（注 1）メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス。

1. 事業者の概要

名称	株式会社クラプラ
所在地	東京都豊島区池袋
資本金	300 万円
設立	2015 年
事業概要	詐欺被害相談サービス 詐欺被害相談・解決のお手伝い 等
URL	http://kurapura.biz/

（注 2）上記は、クラプラのウェブサイトに記載されていた内容です。

（注 3）同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 勧誘の手口の概要

- ① 消費者の携帯電話に、「有料動画サイトの未納料金が発生しています。本日連絡なき場合、法的手続に移行します。（連絡先電話番号）」などと記載された SMS やメールが送信されます（同様の趣旨の電話が直接掛かってくることもあります。）。
- ② 身に覚えがなく不安になった消費者が、SMS 等に記載された連絡先電話番号等をインターネットで検索すると、「詐欺被害の相談サイト」などと称するウェブサイトが検索上位に表示されます。消費者がそのウェブサイトにアクセスすると、「（SMS 等に記載されていた）電話番号は詐欺の番号です。そのような場合はこちらにお問い合わせください。」などと記載されていたため、消費者は相談してみようと思い、その問合せ先に電話を掛けます。

その電話の応答者は消費者に対し、こちらは相談窓口ではないため別の電話番号に

再度電話するよう案内します。

- ③ 消費者が案内された電話番号に電話を掛けると、クラプラと名のる者が電話に出て、消費者に「こちらからお客様に代わって、これ以上請求をしてこないようにサイト事業者と交渉します。今日中に当社に振り込んでいただければ、いつもは10万円いただいているところ、今回は特別に5万4千円で承ります。」などと告げます。消費者はクラプラが自分に代わってサイト事業者と交渉してくれて、その結果支払いをせずに済むならと思い、クラプラにサイト事業者との交渉を依頼します。また、その際クラプラは消費者に対し、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、「調べたところ、あなたには〇万円の未納料金があります。」と告げることもあります。
- ④ 消費者はクラプラの指示により、交渉依頼に関する契約書類をコンビニ等のFAXで受取り、署名捺印して返信した上で、クラプラ名義の金融機関口座に依頼料を振り込みます。

なお、依頼料の送金方法は口座振込だけではなく、現金書留でクラプラの指定する所へ送金するよう指示される事例も多くみられます。

- ⑤ 後日、クラプラから消費者に電話があり、「1社とはけりがつきましたが、あなたは他にも数か所のサイトを閲覧しています。このまま放っておくならば有料動画サイトからの請求が50万、100万円と膨れ上がっていくかもしれません。未納料金の請求を取り消すには、あと〇万円こちらにお支払いいただく必要があります。」などと告げて、クラプラと新たな契約を締結するよう迫ります。

消費者は、クラプラから不安をかき立てるような話をされて更に不安になり、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、クラプラに指示されるがまま再度クラプラと同様の契約を締結し、前回と同じ方法でクラプラの指示する金銭を支払ってしまいます。

なお、消費者の中にはクラプラの話を不審に思い、消費生活センター等に相談して、再度クラプラと契約することは免れた事例もあります。

3. 当庁が確認した事実

- クラプラの事業所は、クラプラが消費者に交付した契約書類に記載された2か所と消費者からの入金に利用していたクラプラ名義の金融機関口座の届出住所地（同所を本店所在地とするクラプラの商業登記あり。）の計3か所でしたが、そのうち2か所は既に退去しており、残り1か所については表札もなく、クラプラの関係者が在住しているのかは全く不明です。また、クラプラの代表者とは従前から一切連絡が取れない状況で、クラプラの実態は判然としていません。
- 前記のクラプラ名義の金融機関口座は、既に当該金融機関により口座凍結の措置が採られていました。
- クラプラのウェブサイトに記載されている電話番号や消費者がクラプラから連絡先として教えられた電話番号の契約者は、いずれも他社名義又は電話転送サービス等を業とする事業者を複数介しており、実際の使用者が容易に分からないようにしていました。
- クラプラのウェブサイトのドメイン取得者は他社名義となっていました。
- クラプラは架空請求を受けた消費者に対して、実際には架空請求業者と何ら交渉など行わないにもかかわらず、「〇〇さん（消費者）に代わって、これ以上請求をしてこないように架空請求業者と交渉します。」などと告げて、クラプラに交渉を依頼す

るよう勧誘し、その交渉依頼に関する契約の締結と依頼料の請求をしています。

また、クラプラのウェブサイト上では、「ご相談内容を詳しくお伺いし、弊社専門相談員が、無料相談窓口での解決が困難であると判断した場合には、調査・被害解決のご依頼を承ります。ご依頼の内容としましては、まず相談者様の代わりとなり、架空請求業者に対し一切の請求を行わない、支払わない旨を交渉にて行います。」などと表示されていました。

なお、報酬を得る目的で、代理で交渉等を行うには、弁護士等の資格を必要とし、弁護士等の資格がない者が行うと、その者は処罰の対象となります。(注)

(注) 弁護士法第72条「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋することを業とすることができます。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」

- クラプラは、架空請求を受けた消費者に対して、初めて架空請求業者との交渉依頼を勧誘する際にも、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、「調べたところ、あなたには〇万円の未納料金があります。」などと告げることがあります。
- クラプラは、一度クラプラと契約してお金を支払った消費者に対しては、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、「1社とはけりがつきましたが、あなたは他のサイトにも閲覧履歴があります。このまま放っておくならば、有料動画サイトからの請求金額が50万、100万円と膨れ上がっていくかもしれません。未納料金の請求を取り消すには、あと〇万円こちらにお支払いいただく必要があります。」などと告げて、消費者を困惑させ、更に追加で契約の締結や依頼料の請求をしています。

4. 消費者の皆様へのアドバイス

- 「有料動画サイトの未納料金が発生しており、本日中に連絡がなければ法的手続きを移行します。」などというSMSやメールは典型的な詐欺の手口です。連絡してしまうと、様々な名目で金銭の支払いを要求されるため、SMSやメールに記載されている電話番号には絶対に電話しないようにしましょう。

また、このようなSMSやメール等が届き、どうしても心配な場合は、各地の消費生活相談窓口（電話番号：188）や警察（電話番号：#9110）に相談しましょう。

また、インターネット上には「詐欺被害の相談サイト」と称するウェブサイトがありますが、そのウェブサイトの中には、架空請求等の解決をかたる悪質な事業者が存在しますので十分注意しましょう。

そのような事業者に連絡をして、不安に思った場合についても、すぐに各地の消費生活相談窓口に相談しましょう。消費生活相談窓口では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

(参考)

- 「悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しています」(国民生活センター 平成14年5月28日公表、平成29年5月1日更新)

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html

- 「アダルトサイトとのトラブル解決」をうたう探偵業者にご注意！（国民生活センター
平成 28 年 12 月 15 日公表）
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161215_1.pdf

相談窓口の御案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）

電話番号 **188 (いやや！)**

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

} *いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187

架空請求事業者と交渉するとうたう株式会社クラプラ

